

【 写 】

富最賃審第 9 号
令和 7 年 9 月 3 日

富山労働局長 小島 悟司 殿

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）

本審議会は、令和 7 年 8 月 18 日付け富労発基 0818 第 1 号をもって諮問のあった下記特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、すべての最低賃金の改正決定について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金